（別紙２）

安全協定第１０条で規定する異常事象

●島根原子力発電所３号機建設工事エリアでのボヤ

２月１７日１５時３０分頃，島根原子力発電所３号機建設工事エリアにおいて、作業員が溶接作業を行っていたところ、溶接による火花が機器の保護シートに引火（燃焼部分：約0.1 m×約0.5 m)。

このため、直ちに作業員が水および消火器により消火。その後、松江市消防本部による確認を受け、１７時２５分、鎮火が確認された。

これによる作業員の被災および外部への放射能の影響はない。（中国電力（株）公表済）